一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百六十八号
三　指定する道路の部分

区間	幅員
東金市小野字羽戸一五五五番一〇から木更津市下郡字下田一二六六番三地先まで	一〇・九〇メートル～三八五・二九メートル　四二・九〇〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年四月二十六日

○関東地方整備局告示第二百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
日立市石名坂町二丁目八九四番一四から同市石名坂町二丁目八九四番一四地先まで	前	二九・二三～三九・八八メートル　〇・〇〇五キロメートル
	後	三七・五三～四五・二六メートル　〇・〇〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	日立市石名坂町二丁目八九四番一四地先から同市大みか町七丁目一八一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十五日

○関東地方整備局告示第二百四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
公益財団法人群馬県建設技術センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	大久保　晃、小林　誠一
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十五年四月一日
四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	大久保　晃
変更後	川端　洋介

(2)　変更年月日
平成二十五年四月一日

○中国地方整備局告示第九十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月二十五日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号
中国地方整備局長　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社広島県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	柳谷　京子

(2)　変更年月日
平成二十五年二月一日

○中国地方整備局告示第九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月二十五日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号
中国地方整備局長　6
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人山口県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	秋枝　敏美、山本　泰典

(2)　変更年月日
平成二十五年二月十五日

○中国地方整備局告示第九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月二十五日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号
中国地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ハウスプラス中国住宅保証株式会社